

# ごみ資源化物売払い（第2期鉄類）仕様書

本業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

## 1. 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という）が行う大型ごみ及び不燃ごみ処理から資源として回収した鉄類（以下「売扱品」という。）について、受注者に資源化物として売却することを目的とする。

## 2. 業務内容

番 号：5 廃雜第10号

業 務 名：ごみ資源化物売払い（第2期鉄類）

搬出期間：令和5年8月1日から令和5年10月31日まで

搬出場所：魚沼市 中島 地内

エコプラント魚沼（新潟県魚沼市中島707-1）

## 3. 品目及び予定数量（予定数量は搬入量により増減する。）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) シュレッダー  | 43,000 kg |
| (2) モーター、下鉄 | 5,800 kg  |
| (3) 処理不適物   | 6,200 kg  |

## 4. 品質

売扱品の品質は次のように取り扱う。

シュレッダーの品質については、不純物量を10%とする。月毎の総量に0.1を乗じ10kg未満を切捨てた数量を月毎の総量から控除する。

また、シュレッダーダストは、受注者において処分するものとする。

## 5. 引渡場所及び引渡方法

- (1) 売扱品の引渡場所は、発注者が管理するエコプラント魚沼の資源化物貯留場とする。

### (2) 引渡方法

- ① 売扱品が一定量貯留できたとき、発注者は受注者に連絡し、受注者はこれを引き取る。
- ② 貯留量を見ながら適宜引渡しするものとし、積込車両は発注者の所有車を使用することができる。
- ③ 搬出に際しては器物の破損、事故等は起こしてはならない。万一、器物破損

及び事故があった場合は受注者の責任で修理補修を行う。

## 6. 売払代金及び納入方法

### (1) 売払代金

- ① 売払代金の契約は、1kgあたりの各種単価契約とする。
- ② 契約単価については、契約期間中は変更しないものとする。
- ③ 品名ごとの当該金額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (2) 納入方法

- ① 受注者は、当該月の引渡数量及び売払代金を記載した報告書を翌月初めに発注者へ提出すること。
- ② 発注者は、受注者の報告書に基づき納入通知書を発行する。  
受注者は、発注者が発行した納入通知書により30日以内に売払代金を納入すること。
- ③ 受注者の納入が前項の期日を遅延した場合は、その期日の翌日から、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256条)第8条の規定により指定された割合で計算した遅滞利息を発注者に支払うものとする。
- ④ 国等の債権債務等の端数計算に関する法律第2条に基づき、確定金額に円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

## 7. 安全管理

引渡作業の安全管理については、すべて受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

## 8. 損害

本業務の実施について生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

受注者は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

## 9. 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本業務を中止することができる。この場合において、業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により本業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

## 10. その他

この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議

のうえ決定するものとする。